

新型コロナウイルス感染症の影響による **総合支援資金(特例貸付)** について

1. 総合支援資金特例貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象とした貸付です。

世帯への生活費の貸付です。貸付は世帯単位で行います。

貸付額	二人以上世帯	月額 20 万円以内
	単身世帯	月額 15 万円以内
● 貸付期間	原則 3 か月以内	
● 据置期間	1 年以内	
● 返済期間	10 年以内(120 回以内)	
● 連帯保証人	不要	
● 利子	無利子 ※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。	
● 貸付金の交付	申請書受理後 3 週間～1 か月程度(予定) ※ご指定の金融機関口座(ご本人名義)に振り込みます。 ※2 か月目以降は、20 日頃に送金されます。	
● ご返済について	原則として、金融機関口座引き落としで毎月ご返済いただきます。	
● お申込み方法	原則として、郵送にてお申込みいただきます。 ※書類の書き方に不安がある場合、生活相談もあわせて希望される場合などは、ご来所での相談もできます。事前にお電話でご予約ください。	

- ▼ **先に緊急小口資金(特例貸付)をご利用になることをおすすめしています。**
緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けた以降も、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が続いているご世帯は、こちらの貸付をご活用ください。
- ▼ **緊急小口資金と総合支援資金は、貸付金を同じ月に交付することはできません。**
総合支援資金の貸付金の交付は、緊急小口資金の貸付金交付の翌月以降になります。あらかじめご承知おきください。
- ▼ **自己破産手続き中の方は、対象外となります。** ※任意整理中の方はご相談ください。

2. 借入申込ができる方

※ すべての項目に該当する方が申込できます。該当しない項目がある方は、別にご相談ください。

	項 目	該当チェック
①	自分もしくは家族が新型コロナウイルス感染症の影響で減収した。	<input type="checkbox"/>
②	北区に住民登録をし、かつ、住民登録した住所に居住している。	<input type="checkbox"/>
③	外国籍の方の場合 在留期間が無期限、または在留期間満了まで1年以内だが今後更新の予定がある。	<input type="checkbox"/>
④	20歳以上である。もしくは、20歳未満だが婚姻している。 20歳未満の場合、親権者または後見人が法定代理人となることができる。	<input type="checkbox"/>
⑤	生計中心者である。	<input type="checkbox"/>
⑥	自分もしくは同一生計の家族が、北区及び他の地域、道府県で今回と同じ新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
⑦	同居の家族に、公務員、社会福祉協議会職員がいない。	<input type="checkbox"/>
⑧	生活保護を受けていない。生活保護申請中ではない。	<input type="checkbox"/>

★緊急小口資金（特例貸付）の貸付金交付を受けた方は、総合支援資金（特例貸付）の借入申込ができます。

3. 申込に必要な書類等

(1) 申請書類（所定の用紙にご記入いただくもの。北社協ホームページからダウンロードできます。）

①	総合支援資金借入申込書	<input type="checkbox"/>
②	総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書	<input type="checkbox"/>
③	総合支援資金収入の減少状況に関する申立書	<input type="checkbox"/>
④	総合支援資金借用書	<input type="checkbox"/>
⑤	総合支援資金特例貸付 貸付にかかる申出書	<input type="checkbox"/>

(2) 添付書類等（申請者にご準備いただくもの。）

▼ 緊急小口資金(特例貸付)の貸付金交付を受けた方

	必 要 書 類	準備チェック
A.	緊急小口資金(特例貸付)の貸付金が送金された事実を確認できる預金通帳の写し ★ 銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページ と 貸付金の送金が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。	<input type="checkbox"/>
B.	預貯金通帳の写し ★ 銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。 ★ A.の通帳と同じ口座への振込を希望の場合は、A.のみのご提出で構いません。 ※貸付金の交付(振込)に使用します。支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

▼ 緊急小口資金(特例貸付)のお申込みをしていない方

	必要書類	準備チェック
A -1	3か月以内に発行された世帯全員分の住民票 （マイナンバーの記載がないもの） ※ 同一住民票の世帯を1世帯とします。 ※ 区役所等の窓口で発行する際に貸付の申請で使用することを申し出ると、発行手数料が無料になります。	□
A -2	身分証明書の写し （いずれか1点をご提出ください） <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(写真付き) ※マイナンバー通知カードでは代用できません。 <input type="checkbox"/> 在留カード（外国籍の方はこちらをご提出ください）	□
B.	預貯金通帳の写し ★銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。 ※貸付金の交付(振込)に使用します。支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。	□
他	印鑑 ※申請書類にご捺印いただきます。 ★朱肉で押す認印(いわゆる三文判でよい。インク浸透印(シャチハタなど)は不可)	□

4. 申込方法

郵送での申請を原則とさせていただきます。

なお、申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。

また、相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。

※書類の書き方に不安がある場合、生活相談もあわせて希望される場合などは、ご来所での相談もできます。必ず事前にお電話でご予約ください。

(ご予約なくご来所された場合、予約日のみ調整させていただき、改めてご来所いただくこととなりますので、ご容赦ください。)

■申請の手順

1. 北社協ホームページから申請書類①～④と「提出時チェックリスト」をダウンロードしてください。

2. 記入例に従って、申請書類を作成してください。

記入例は、北社協ホームページからダウンロードできます。

3. 作成済みの申請書類①～④をコピーし、ご返済が完了するまでお手元に保管ください。

4. 申請書類①～④と一緒に、添付書類A～Bを北区社会福祉協議会までお送りください。

封入の前に「提出時チェックリスト」で申込に必要な書類がそろっているかをチェックし、チェック済みの「提出時チェックリスト」も一緒にお送りください。

※申請書類①～④は必ず押印した原本をお送りください。コピーでは受理できませんのであらかじめご承知おきください。



北社協ホームページ
郵送申請について

■申請書類の作成・提出にあたっての注意事項

- (1) 記入にあたっては、ボールペン、インクペンなど消えない筆記用具をご使用ください。
消せるボールペン（フリクションなど）や鉛筆で記入された書類は受理できませんので、ご注意ください。
- (2) 記入に誤りがあり訂正するときは、訂正する文字を二重線で消し、二重線に重ねて訂正印（申請書類に捺印したものと同一印）を押してください。特に、借用書は訂正印がないものは受理できませんので、ご注意ください。
- (3) 据置期間（最大12カ月）及び償還期間（最大10年、120回）は、最大限の期間とすることをすすめています。（借入申込書、借用書に記入欄あり）
早めにご返済されたいときは、指定の払込票でゆうちょ銀行窓口からお振込みいただくことで繰上げ返済することも可能です。
- (4) 申請書類①「総合支援資金借入申込書」下部にある同意事項を確認し、すべての項目にご同意のうえ、署名欄に、必ず自筆でご署名のうえご捺印ください。
- (5) 申請書類②「総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書」は、内容をご確認のうえ、下段枠下に、記入日の日付、住所、氏名を自筆で記入し、ご捺印ください。
- (6) 申請書類③「総合支援資金収入の減少状況に関する申立書」について
「利用中の他の公的給付」欄には、借入申込者が受けている給付について、該当するものに○印をつけてください。
- (7) 申請書類④「総合支援資金借用書」の「借入金額」欄には、借入申込書でお申込みの金額をご記入ください。
また、住所・氏名欄は、お住まいの住所（住民登録している住所）を正しく記入し、ご署名、ご捺印ください。
- (8) ご提出前に「提出時チェックリスト」で、提出書類がそろっていることをご確認ください。

■申請書類がダウンロードできない方は・・・

申請書類を郵送いたします。次のいずれかの方法でご依頼ください。

なお、郵送はご依頼をいただいた日の翌営業日となることをご了承ください。

① メール

「郵送申請申込フォーム」をお使いください →



② FAX FAX 番号： 03-3905-4653


誤送信にご注意ください。誤送信の責任は負いかねますので、あらかじめご承知おきください。

必ず、以下の5項目を記入して送信してください。記入がない項目があった場合、郵送できないことがあります。

- 「総合支援資金（特例貸付）郵送申請希望」
- お名前（フリガナもご記入ください）
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号

③ 電話 電話番号： 03-3906-2352

5. お申込み・お問い合わせ・ご来所の予約先

社会福祉法人 北区社会福祉協議会（福祉資金担当）  03-3907-9494

〒114-0021 北区岸町1-6-17 岸町ふれあい館1階 北区くらしとごと相談センター内

窓口開所時間：月～金曜日（土・日・祝祭日休み） 午前8時30分～午後5時15分

6. その他

- ★ 来所によるご相談、お申込みをご希望の方へのお願い
 - ・ ご同居の方の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所をご遠慮いただき、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。
 - ・ 来所時には体温計測、マスク着用、手指の消毒等にご協力いただくようお願いいたします。
- ★ 貸付元である東京都社会福祉協議会の審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。
- ★ 申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。
- ★ 相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。
- ★ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、返済を免除することができるとしています。免除の具体的な判断基準や手続き方法については現段階では示されておりません。具体的なことがわかりましたら、北社協ホームページにてお知らせいたします。
- ★ 今回の特例措置については、これまで頻繁に制度が変更されています。今後も変更があると思われるため、変更があった際には北社協ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようようお願いいたします。

【申請書類の送付先ラベル】 点線で切り取ってご利用ください。

※郵送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

〒114-0021
東京都北区岸町1-6-17

北区社会福祉協議会 福祉資金担当 宛
(総合支援)

北社協ホームページ
こちらから

